

令和4年1月

会員各位

(公社) 柏崎市シルバー人材センター

総務課

夫婦会員ポイント付与のご案内（新規）

この度ご夫婦で会員になっている方に新しくポイント付与を付与します。申請書によりお申込み下さい。ご夫婦二人とも会費を納めていることが前提条件です。

1, 対象（正会員、特別会員の区別はありません）

新規の人 ・会員として登録している人の配偶者が新規に会員登録した人
・二人とも新規で夫婦会員として登録した人

既存の人 毎年3月31日時点で、ご夫婦で会員になっている方

2, ポイント付与数

両方とも正会員の場合

ご夫婦どちらかに1000ポイント付与もしくは両方に500ポイントずつ付与

どちらかが正会員、配偶者が特別会員の場合

ご夫婦どちらかに500ポイント付与もしくは両方に250ポイントずつ付与

両方とも特別会員の場合

ご夫婦どちらかに250ポイント付与もしくは両方に125ポイントずつ付与

3, 申請

新規の人 夫婦とも会員になった時に、申請書を提出して下さい。

既存の人 3月31日までに申請書を提出して下さい。

一度申請すれば、毎年申請する必要はありません。

4, ポイント付与日

新規の人 申請月の翌月末

既存の人 5月末

ご夫婦で会員になりましょう！

夫婦会員ポイント付与申請用紙

条件を了解の上、ポイント付与を申請します。

会員番号	氏名	会員区分	ポイント付与希望
		正会員・特別会員	全部・折半
		正会員・特別会員	全部・折半

※ 会員区分は正会員、特別会員のいずれかに○印を付けて下さい

※ ポイント付与希望は、片方に全ポイント付与を希望される方は、希望される方に○印を付けて下さい。

二人で折半を希望される方は折半に○印を付けて下さい。

申請日 年 月 日

申請者署名 氏名 印

住所

配偶者署名 氏名 印

住所

付与ポイント数

区分	片方に全部付与する場合	お二人で折半する場合
二人とも正会員	1000ポイント	500ポイント
一人正会員、一人特別会員	500ポイント	250ポイント
二人とも特別会員	250ポイント	125ポイント